

## 【設立趣意書】

現在、海外からの留学生や企業等で働く労働者、また永住者や家族など日本で暮らす外国籍の人たちが急速に増えています。地域においても、新たにベトナムなどアジア地域から来日されているたちが増えました。

一方で、日本で長く暮らす外国籍の人たちの高齢化が進んでいます。

こうした状況の中、外国籍住民や外国につながる子どもたちなど(以下、「外国籍の皆さん」といいます)が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として生活を送るために、また、日本語を使って文化的な生活を送ることができるようにするために必要な日本語学習については、多様なニーズが高まっています。

2019年に制定された日本語教育推進法は、外国籍の皆さんの希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるように行われなければならないことを基本理念としています。しかし、それらを担う人材や体制が乏しいことから、地域において、こうしたニーズに応えることができていないのが実情です。一刻も早く、こうした状況を変えていかなくてはなりません。

また、多様な文化的背景を持って、日本で働き、暮らす外国籍の皆さんが、様々な悩みや困りごとを抱えて社会から孤立することがないように手をさしのべ、解決のために力を尽くすことも重要です。

そこで私たちは、本会を設立し、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築く中で、地域の中で共に生きていく多文化共生社会を築くために、次のことに取り組もうとするものです。

- 様々なニーズに応えるために、まず日本語学習機会の提供や紹介を行います。特に、外国につながる子どもたちの日本語教育を始めとする育ちの支援や、企業等で働く外国籍労働者に対する日本語教育を、関係組織・企業と連携して充実させる活動に取り組めます。
- 日本語教育機関の教員資格要件(いわゆる日本語教師資格)を得たものの教育実践の機会が少なく、経験や専門性を高めることができずにいる人材が地域において活躍できるように取り組めます。また、様々な場面で日本語教育に取り組む人たちが、多様な学習者のニーズに対応できるようにするための人材育成に取り組めます。
- 地域で暮らす外国籍の皆さんが抱える様々な困りごとや課題について、寄り添う姿勢で相談に応じ、広範な支援機関と連携して解決につなげるためのサポートや、外国籍の皆さんが持つ異なる文化的背景を尊重した居場所や交流機会の創出に取り組めます。
- これらのことが当たり前を実現できる多文化共生社会の実現に向け、広く地域社会に働きかけるとともに、行政に対する提言等に取り組めます。

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本語教育・多文化共生推進協会 kotoba という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を大阪府枚方市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、日本で暮らす外国籍住民や外国につながる子どもたちなど(以下、「外国籍住民等」という。)が日本で暮らしていくために必要な日本語学習を支援すること、日本語教育に取り組む人材を育成し、地域で活躍できる機会を提供すること、外国籍住民等が抱える困りごとについて寄り添う姿勢で相談に応じ、様々な支援機関と連携して解決に向けた支援を行うこと、異なる文化的背景を尊重した居場所や交流機会を創出すること及び多文化共生社会の実現に向け、広く地域社会に働きかけるとともに、行政等などに対する提言等を行うことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) この会の主催による日本語のクラス授業及び個人授業(web 授業を含む)事業
- (2) 行政、企業又は各種団体等からの委託による日本語のクラス授業及び個人授業(web 授業を含む)事業
- (3) 保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校等において行われる外国につながる子どもたちに対する日本語教育等の支援事業
- (4) 様々な実施主体による日本語教室の開催や運営並びに教育内容や人材育成等に関する課題を解決するための支援事業
- (5) 日本語教育に携わる者を対象とした研修、スーパーバイズ(指導・助言・援助)及び情報提供等による人材育成のための事業
- (6) 外国籍住民等が抱える様々な困りごとについて、寄り添う姿勢で相談に応じ、様々な支援機関と連携して解決につなげるためのサポート事業
- (7) 国籍、民族、宗教等の異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係の中で共に生きる多文化共生社会の実現をめざして行う居場所づくりや交流機会の創出等の事業
- (8) 行政等に対する政策提言等の事業及びその他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 活動会員 この会の目的に賛同し、この会が行う事業において活動する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けても納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金は、返還しない。。

### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この会に次の役員を置く。。

- (1) 理事 3人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、2人を代表、1人を副代表とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表以外の理事は、会の業務について、この会を代表しない。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第 20 条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び決算
  - (6) 役員を選任又は解任、及び費用弁償
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 除名
  - (9) 資産の管理の方法
  - (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (11) 清算人の選任
  - (12) 残余財産の帰属
  - (13) 事務局の組織及び運営
  - (14) その他運営に関する重要事項
- (開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (4) 法第 14 条の3第1項の規定により理事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第2項第3号又は第4号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、第 23 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、第 32 条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会

を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この会の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この会の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この会の事業計画及びこれに伴う予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 第 41 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第 43 条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 47 条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この会が解散したときに残存する財産は、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

## 第9章 雑則

(細則)

第 52 条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この規約は、この会の成立の日から施行する。



2 この会の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- |            |               |
|------------|---------------|
| (1)正会員入会金  | なし            |
| 正会員会費      | 3,000 円(1年間分) |
| (2)賛助会員入会金 | なし            |
| 賛助会員(個人)会費 | 2,000 円(1年間分) |
| 賛助会員(団体)会費 | 5,000 円(1口)   |
| (3)活動会員    | 1,000 円(1年間分) |

附 則

1 この改正規約は、2022 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、2020 年 12 月 10 日に遡及して施行する。